

御殿場高校いじめ防止等のための基本的な方針

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2章 組織の設置

第3章 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの未然防止
- 2 年間指導計画

第4章 いじめの早期発見・早期対応

- 1 生徒の実態把握
- 2 いじめへの早期対応
- 3 いじめに対する措置

第5章 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義
- 2 いじめ重大事態対応委員会
- 3 調査
- 4 報告及び情報提供

令和8年4月

静岡県立御殿場高等学校

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかってこられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかってこられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

いじめについて次のように理解する。

- ・いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものである
- ・いじめは時として生命又は心身に重大な危険を生じさせるものである
- ・多くの生徒が入れ替わりながらいじめる側、いじめられる側両方の立場を経験することもある
- ・はやし立てる生徒、見て見ぬ振りをする生徒の存在がいじめを助長することがある
- ・いじめは周りの生徒や大人の見えない所で、わからないように行われることも多い
- ・いじめは規範意識が薄く規律の弱い集団で起きやすい一方、規律が過度に強い集団でも起きることがある
- ・いじめは仲良しグループの中で起きることも多い
- ・いじめを受けている生徒がいじめを受けていることを認めないことが時としてある
- ・いじめている生徒に自分がいじめをしているという認識が薄いことが時としてある
- ・学校や教員の側にいじめを解決する誠意と能力があるという生徒からの信頼があればいじめについての情報が生徒から寄せられることが多い
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある
- ・「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もある

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

授業や学校行事をはじめ、学校の教育活動全体を通して、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見

アンケート、教員の観察、生徒や保護者からの申し出により、いじめを早期に発見する。

(3) いじめの早期対応

組織的な対応により、速やかにいじめの解決を行う。事案に応じ、関係機関との連携を図る。

第2章 組織の設置

「いじめ防止等対策委員会」を常設する。構成員は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談主担当、養護教諭とする。また、必要に応じて、クラス担任、学年主任、学科長、部活動顧問等の関係職員や、生徒課職員、特別支援コーディネーターのほか、スクールカウンセラー、学校医、看護師、警察関係者等外部の専門的知識や経験を有する者を加えるものとする。

ただし、重大事態が発生した場合は、「いじめ重大事態対応委員会」を設置する。(第5章参照)

第3章 いじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

いじめを未然に防止するために、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくようにする。

(1) 人権教育の推進

御殿場特別支援学校及び社会福祉施設との交流を通して、生徒が人として互いに支え合い、共に生きる社会の実現を目指す心と態度を育てる。

(2) キャリア教育の推進

学校設定科目「創造探究」を通して、地域社会の一員である職業人として、考え、行動できる人となるため、自己を知りさらに、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、規範意識、マナーなどの基本的資質・能力を育成する。

(3) 服育指導の推進

制服を正しく着ることで、本校の生徒としての自覚を持ち、高校生らしい態度、マナーを身に付ける。

(4) 生徒の主体的な活動の場の設定

日々の授業や行事等において、生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる“絆づくり”を進める。

(5) 生徒一人ひとりの思いを受け止め支援する体制の充実

スクールカウンセラーによる教育相談、生徒面談等により支援体制の充実を図る。

(6) 保護者や地域への啓発

校外での生徒の様子に対しても気を配り、保護者や地域に対して、PTA支部懇談会、三者面談等を通して、いじめに関する情報の共有や迅速な対応への協力などを啓発する。

(7) 教職員の資質向上

研修会の実施や参加等により、教職員のいじめ問題等に対する見識を高めるとともに、人権感覚の高揚を図る。

2 年間指導計画

月	内容	
	生徒関係	教職員関係
4月	・対面式 ・部紹介 ・生徒地区会 ・交通安全講話（全） ・集団宿泊研修（1年） ・生徒総会	・校内研修 ・職員会議（学校基本方針の確認） ・相談会議（週1回）・いじめ防止等対策委員会
5月	・面接日 ・社会福祉施設交流	・面接日 ・PTA総会 ・相談会議（週1回）
6月	・朝礼 ・体育大会 ・安心安全アンケート① ・服育講話（全）・生徒会役員選挙・熱中症講話（運動部）	・授業参観週間 ・学校評議員会① ・PTA支部懇談会 ・相談会議（週1回）
7月	・情報モラル講演会 ・薬学講座（全） ・生徒総会（全）・社会福祉施設交流 ・インターシップ [※] （2年）・野球応援（1年） ・中学生の一日体験入学 ・社会福祉施設交流	・三者面談 ・相談会議（週1回）
8月	・社会福祉施設交流	
9月	・面接日 ・インターシップ 発表会（2年） ・福祉施設交流 ・オープンスクール	・面接日 ・相談会議（週1回）
10月	・御高祭・安心安全アンケート②・福祉施設交流 ・保育体験実習（1年）・芸術鑑賞会（全）	・授業参観 ・相談会議（週1回）
11月	・朝礼・生徒会役員選挙・献血 ・ふじのくに実学チャレンジフェスタ ・クロスアリーナ大会・高大連携「科学と技術のひろば」	・校内研修（救命講習会） ・授業参観 ・相談会議（週1回）
12月	・研修旅行（2年）・人権講話（1年） ・社会福祉施設交流	・相談会議（週1回）
1月	・面接週間・特別支援学校との交流（3学科）	・いじめ防止等対策委員会 ・相談会議（週1回）・面接週間
2月	・安心安全アンケート③ ・研究科目学習発表会（3学科）	・学校保健委員会 ・学校評議員会② ・教育活動報告会 ・相談会議（週1回）
3月	・学年進路行事（全）・中学校訪問 ・部集会 ・生徒総会・福祉施設交流報告会（全）・主権者教育	・相談会議（週1回）

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

本校では、以下のような様々な方法でいじめの早期発見に努める。

- ・担任、副担任、教科担当、部活動顧問、学年主任等の日常的な生徒の観察
- ・教育相談室会議を定期的（週1回）に開催し、気になる生徒の情報交換
- ・5月、9月、1月の面接週間等を活用した積極的な情報収集
- ・保健室に来室した生徒との会話や観察
- ・生徒・保護者からの情報提供
- ・年3回実施する「安心・安全な学校づくりアンケート」

- ・カウンセラーによる教育相談
- ・警察、児童相談所、他校からの情報提供

2 いじめへの早期対応

いじめを把握したときには、速やかに「いじめ防止等対策委員会」による情報の整理と今後の対応についての協議を行う。その協議の結果を受けて、校内組織の活用や外部機関との連携等により、早期に対応する。

いじめの把握



いじめ防止等対策委員会による情報の整理と今後の対応についての協議

いじめの認定は、聞き取り調査等の情報を総合的に判断し、「いじめ防止等対策委員会」が行う。

さらに、報告書を静岡県教育委員会に提出する。



いじめ防止等対策委員会の協議の結果を受けての対応（例）

- ・情報が不足している場合 → 関係教職員、生徒、保護者等を通しての更なる情報収集
- ・日常レベルの対応で済む軽度なものだった場合 → 学年部、担任、部活動顧問等による日常的指導
- ・精神的なケアが必要な場合 → 教育相談室又はスクールカウンセラーによる教育相談
- ・生徒課の定める生徒指導に該当する場合 → 生徒課との協議
- ・校内組織だけでは対応できない場合
→ 外部機関（児童相談所、民生委員、医療機関、警察署 等）との連携に向けた協議

（近隣の連携先外部機関一覧）

- 御殿場警察署生活安全課 御殿場市北久原 439-2 電話 0550-84-0110
- 御殿場市健康福祉部 子ども保育課 子ども家庭センター（交流センター「ふじざくら」）
御殿場市萩原 988-1 電話 0550-70-6821
- 御殿場市社会福祉協議会（交流センター「ふじざくら」）
御殿場市萩原 988-1 電話 0550-70-6801
- 東部児童相談所 沼津市高島本町 1-3 電話 055-920-2085, 055-920-2191
- 静岡県総合教育センター教育相談班 電話 0537-24-9738
- 御殿場特別支援学校 御殿場市神山 1553-3 電話 0550-87-8200

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告する。

- (2) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められる。
- (5) いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていなければならない。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

本校におけるいじめの重大事態とは、次のとおりとする。

- (1) いじめ又はいじめの疑いにより、次のように生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたものと疑われるとき
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 精神性の疾患を発症した場合
 - エ 金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当な期間（年間30日程度）欠席しているとき
あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 いじめ重大事態対応委員会

いじめに係る重大事態が発生したときに、重大事態に対処するため、「いじめ重大事態対応委員会」を設置する。委員の構成は、校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談主担当、養護教諭とする。また、必要に応じて、クラス担任、学年主任、学科長、部活動顧問等の関係職員や、生徒課職員、特別支援コーディネーターのほか、スクールカウンセラー、学校医、看護師、警察関係者等外部の専門的知識や経験を有する者を加えるものとする。

3 調査

本校では、重大事態が発生した時には、速やかにいじめ重大事態対応委員会により次の調査を行う。

(1) 事実関係を明確にする調査

本校では、重大事態が発生した場合には、事実関係を客観的かつ速やかに調査する。具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(2) いじめられた生徒からの聞き取り調査が可能な場合

ア 聞き取り調査が可能な場合

- (ア) いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先にして調査を行う。
- (イ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導や、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

イ 聞き取り調査が不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

4 報告及び情報提供

- (1) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告する。
- (2) 本校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を正確に伝える。
- (3) 本校では、報道機関等いじめを受けた生徒及びその保護者以外の者に対して、県教育委員会の指示の下、個人情報や人権等に最大限に考慮しながら、事件・事故について情報の提供をする。

【参考資料】

静岡県いじめ防止等のための基本的な方針 基本理念

- ・子供が安心して生活できるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子供が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みいじめの問題について理解を深めることによりいじめ防止に向けた主体的かつ自主的な取り組みができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題を克服すること。